

と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

③ 熟練従業者による同行支援の見直し

- ・ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- ・ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

《熟練従業者による同行支援の見直し》

[現 行]

- ・ 障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

[見直し後]

- ・ 障害支援区分6の利用者に対し、（中略）当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- ・ 指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

（3）同行援護

① 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

《同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

重度訪問介護における同行支援（熟練従業者の同行）可否判断の流れ

①事業所→長岡京市	同行支援利用について長岡京市役所担当者へ事前に相談する。
②事業所→利用者	同行支援を要するヘルパーの所属する事業所が「重度訪問介護における同行支援事前届出書」の事業所記入欄を作成して、利用者に説明の上同意を得る。 （同届出書内に利用者同意に係る記入欄有）
③事業所→長岡京市	「重度訪問介護における同行支援事前届出書」の裏面チェック項目を確認して問題なければ提出する。
④長岡京市	届出に基づいて必要性を判断する。（通知様式等無し。電話等で届出事業所に対して可否を連絡する。） <u>※計画相談支援に基づく受給者証の更新時期以外であれば更新はしません。</u>
⑤事業所	障害福祉サービス契約内容等記入表（受給者証別冊）の欄外に、支援を行う同行支援を要するヘルパーの人数を記入する。 （複数事業所利用の際に、現在何名の同行支援を要するヘルパーについて認められているのか他事業所から見てわかるように） <u>※記入時点で他事業所の利用がない場合であっても、今後複数事業所利用があった場合に確認できるように記入しておくこと。</u>

重度訪問介護における同行支援（熟練従業者の同行）事前届出書

長岡京市障がい福祉課 宛

届出日 年 月 日

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」及び「障害福祉サービス等報酬に関する Q & A（平成 31 年 4 月 4 日）」について理解し、裏面の同行支援の内容について事実と相違無いことを、届出いたします。

事業所所在地

事業所名

代表者名

<本届出に係る障がい者（本人記入）>

裏面の同行支援の内容について、同意します。

フリガナ		受給者証番号	
氏名		生年月日	
居住地			

< 同行支援に係る事業所記入欄（以下、同行支援を要する従業者の所属する事業所が記入する） >

法人名			事業所名		
事業所番号			事業所電話番号		
事業所住所					
同行する熟練従業者	事業所名			氏名	
	事業所名			氏名	
	事業所名			氏名	
同行支援を要する従業者 ※□にチェックを入れてください ※他事業所分も含め、利用者1人につき、年間で3人までしか認められません	氏名（ ） 同行支援必要予定時間： 時間 分／月 ☐ 新任従業者 ⇒ 採用日： 年 月 日 ☐ 新任従業者の場合、熟練従業者に同行してもらう最終予定日が採用日から6ヵ月以内である ☐ 同行してもらう時間が、他の利用者への支援も含め、最終利用予定日において120時間以下である 氏名（ ） 同行支援必要予定時間： 時間 分／月 ☐ 新任従業者 ⇒ 採用日： 年 月 日 ☐ 新任従業者の場合、熟練従業者に同行してもらう最終予定日が採用日から6ヵ月以内である ☐ 同行してもらう時間が、他の利用者への支援も含め、最終利用予定日において120時間以下である 氏名（ ） 同行支援必要予定時間： 時間 分／月 ☐ 新任従業者 ⇒ 採用日： 年 月 日 ☐ 新任従業者の場合、熟練従業者に同行してもらう最終予定日が採用日から6ヵ月以内である ☐ 同行してもらう時間が、他の利用者への支援も含め、最終利用予定日において120時間以下である				
利用予定期間	年 月 から 年 月 まで				
同行支援必要時間	計 時間 分／月				
事業所間調整 ※□にチェックを入れてください	☐ 当該申請事業所以外からは、重度訪問介護の提供を受けていない ☐ 複数の事業所から重度訪問介護の提供を受けているため、年間の同行支援の上限（3人）について理解し、超過しないよう事業所間で調整した				